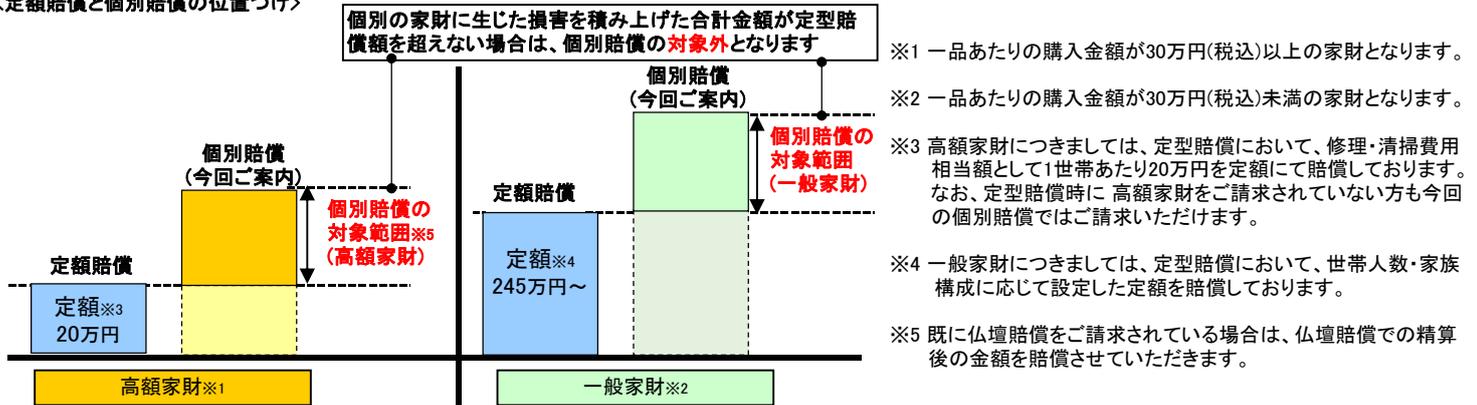


1. 基本的な考え方

個人さまが所有する家財の賠償につきましては、平成25年3月より、世帯人数・家族構成に応じて設定した家財賠償（以下「定型賠償」といいます）の受付を開始させていただいております。
また、個別の家財に生じた損害を積み上げた合計金額が、定型賠償金額を超える場合は、超過分を家財（個別）賠償（以下「個別賠償」といいます）として別途賠償させていただくことをあわせてご案内しております。
なお、仏壇につきましては、他の高額家財に先行して、平成26年3月より個別賠償として受付を開始させていただいております。
このたび、高額家財を中心とした、個人さまが所有する個々の家財に生じた損害に対する賠償をご請求いただけるよう、個別賠償を実施させていただきます。

＜定型賠償と個別賠償の位置づけ＞



2. ご請求いただける方

ご請求いただける方は、個別の家財に生じた損害を積み上げた合計金額が定型賠償金額を超えており、かつ以下を満たす方となります。 ※1 ※2 ※3 ※4

- 本件事故発生時点において、対象区域内に居住されていた方で、定型賠償を合意済みの代表者さま
- 本件事故発生時点において、対象区域外に居住されていた方で、対象区域内に自己使用目的の住宅を所有または賃借されており、定型賠償を合意済みの所有者（賃借者） ※5さま

- ※1 定型賠償または仏壇賠償に合意された世帯外の相続人代表者さまもご請求いただけます。
- ※2 定型賠償および仏壇賠償にて、世帯を分割して請求されている場合も、分割後のそれぞれの代表者さまがご請求いただけます。
- ※3 定型賠償の合意後に代表者さまがお亡くなりになっている場合には、ご請求にあたり代表者さまの変更手続きが必要となります。
- ※4 当賠償において、個別のご事情により代表者さまを定型賠償もしくは仏壇賠償合意時から変更される場合は、ご請求にあたってのご案内が別途ございますので、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ※5 共有名義で住宅を所有・賃借している場合は共有者間で代表者さまを選定していただく必要がありますので、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 東京電力株式会社 福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(電話:0120-926-596)

3. ご請求いただく単位

ご請求いただく単位は、定型賠償にて合意した単位となります。
定型賠償および仏壇賠償にて、世帯を分割してご請求されている場合は、分割後の単位となります。なお、ご請求は原則1回とさせていただきます。

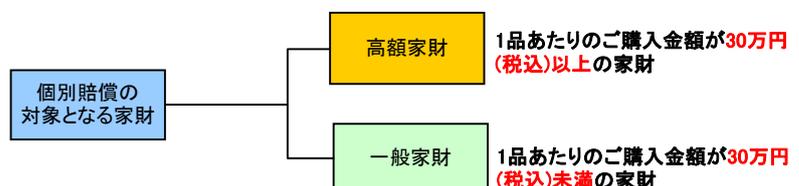
4. 賠償させていただく資産

賠償させていただく資産は本件事故発生時点において、対象区域内に個人さまが所有する家財のうち、持ち出すことができず、事故発生以降も住宅に残されている家財、または持ち出して修理・清掃を行った家財となります。なお、定型賠償時に確認させていただいたご住所以外(別宅等)で、対象区域内にお持ちの家財も賠償の対象となります。

個別賠償の対象となる家財の分類

個別賠償では定型賠償と同様に、1品あたりのご購入金額が30万円(税込)以上の家財を「高額家財」、30万円(税込)未満の家財を「一般家財」としていただきます。

＜ご購入金額に応じた家財の分類＞



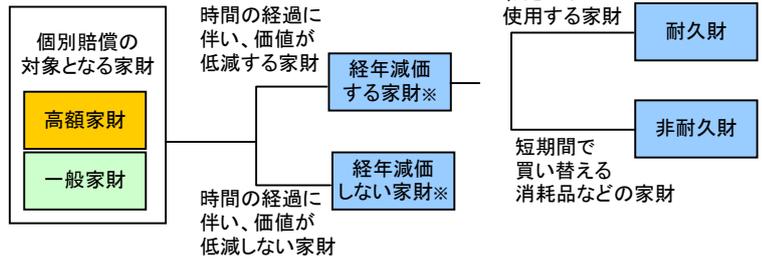
高額家財・一般家財の詳細な分類

前ページで解説した高額家財と一般家財につきまして、時間の経過に伴い、家財の価値が低減する家財を「経年減価する家財」、価値が低減しない家財を「経年減価しない家財」に分類しています。

さらに、経年減価する家財のうち、長期間にわたって使用する家財を「耐久財」、短期間で買い替える消耗品などの家財を「非耐久財」に分類しています。

※『ご請求書』にご記入いただいた情報、ご提出いただいた証憑等をもとに、家財の経年減価の有無を判断させていただきます。

〈経年減価に応じた家財の分類〉



個別賠償の対象となる 高額家財の例

(1品あたりのご購入金額が30万円(税込)以上の家財)

前ページで記載した「個別賠償の対象となる家財の分類」と「高額家財・一般家財の詳細な分類」をまとめると、高額家財・一般家財は以下の分類となります。

家財		主な品目例
高額家財	経年減価する家財	耐久財 大型テレビ・高額なオーディオ機器等の家電 高額なペット 食器棚等の家具 ビアノ等の趣味・娯楽品
	非耐久財	高額なスーツ 着物等の衣類
	経年減価しない家財	日本刀・鎧等の骨董品 絵画等の美術品 先祖・故人を記するための宗教物 動植物 神棚 信楽埴等

個別賠償の対象となる 一般家財の例

(1品あたりのご購入金額が30万円(税込)未満の家財)

家財		主な品目例
一般家財	経年減価する家財	耐久財 テレビ・小型冷蔵庫等の家電 ベット・食器棚等の家具 ゲーム機器等の趣味・娯楽品
	非耐久財	スーツ・着物等の衣類
	経年減価しない家財	日本刀・鎧等の骨董品 絵画等の美術品 先祖・故人を記するための宗教物 動植物 神棚 霊璧等

ご請求にあたって留意いただく家財

以下の家財につきましても、個別賠償の対象となります。

家財	主な品目例
事業専用割合が100%を下回るため償却資産・棚卸資産賠償の対象外となる家財	事業専用割合100%未満※1のトラクター、事務所の応接セット
建築物と一体または土地に固定されておらず、運搬や移動が可能なため、宅地・建物・借地権賠償の対象外となる家財	建築物と一体または土地に固定されておらず、運搬や移動が可能な薪ストーブ、プレハブ倉庫
排気量が125CC以下となるため四輪・二輪自動車賠償の対象外となる原付	排気量125CC以下の原付(第一種・第二種原付)
対象区域外に居住されていたため、仏壇賠償の対象外となる仏壇※2	対象区域外に居住されていた方が、対象区域内に所有していた仏壇

※1 財物を事業のみでご利用されている場合、事業専用割合は100%となります。

※2 対象区域外に居住されていた方が、対象区域内に所有していた仏壇をご請求される場合は、ご請求にあたってのご案内が別途ございますので、弊社福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(電話:0120-926-596)までお問い合わせください。

5. 賠償の対象とはならない資産

個別賠償では以下の資産および家財は賠償対象外となります。

資産・家財	主な品目例
本件事故にともなう管理不能等により毀損しない資産・家財	現金、預金、株券、ゴルフ会員権、貸付金、積立金、敷金、庭石などの石類
本件家財に含まれない家財	本件事故が発生した後に購入した家財 平成23年3月12日以降に購入した家財
個別賠償の対象外となる家財	常に身につけていると想定され、比較的に持ち出しやすい家財 財布、携帯電話、腕時計、宝飾品

6. 賠償させていただく損害

以下の損害に対して賠償させていただきます。

- 本件事故発生時点において対象区域内に所有されていた家財について、持ち出すことができず、避難期間中に財物価値が喪失した**家財の時価相当額**
- 避難等による管理不能に伴い、財物価値が減少した**家財の原状回復費用**※

※経年減価しない家財は原則、原状回復するための修理・清掃に伴う実費を、時価相当額を上限に賠償いたします。なお、損傷が激しく修理できない場合や、修理・清掃に伴う実費が時価相当額を超える場合は、全損とみなし、時価相当額を賠償いたします。

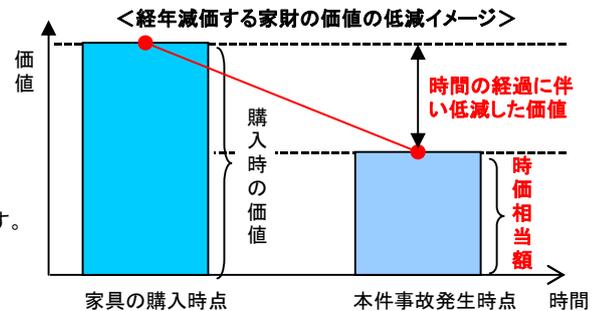
時価相当額は、購入時点から本件事故発生時点までに、時間の経過に伴い低減した価値を控除した金額となります。時間の経過に伴い低減した価値は購入時の価値※1に償却係数※2を乗じて算定いたします。

償却係数とは、ご請求者さまの家財の時価相当額を算定するにあたり、耐用年数経過時点においても一定の財物価値が残る※3と仮定して購入時の価値を補正する係数です。

※1 原則、購入時の価格となりますが、必要に応じて弊社で査定を行い物価の変動等を加味します。

※2 具体的な償却係数は『ご請求書』に記載されている係数をご参照ください。

※3 耐用年数経過時点の残存価値が購入時の価値の20%となるように考慮しています。



7. 賠償金額の算定方法

基本的な賠償金額の算定方法

賠償金額は右記の算定式にて計算いたします。高額家財は「(1)-a 高額家財の時価相当額」と「(1)-b 高額家財の原状回復費用」の合計金額から、「高額家財の定型賠償金額」を精算いたします。また、一般家財は「(2)-a 一般家財の時価相当額」と「(2)-b 一般家財の原状回復費用」の合計金額から、「一般家財の定型賠償金額」を精算いたします。最後に、定型賠償金額から精算した高額家財と一般家財の金額(マイナスの場合は0円となります)を合計し、「(3) 諸費用」を合計した金額を賠償金額とさせていただきます。

- 対象区域内に居住されていた方の場合

$$\text{賠償金額} = \left[\begin{array}{l} \text{(1)-a 高額家財の時価相当額} + \text{(1)-b 高額家財の原状回復費用} - \text{高額家財の定型賠償金額※ (20万円)} \\ \text{(2)-a 一般家財の時価相当額} + \text{(2)-b 一般家財の原状回復費用} - \text{一般家財の定型賠償金額 (245万円～)} \end{array} \right] + \text{(3) 諸費用}$$

なお、対象区域外に居住されていた方は、一律にお支払いしている定型賠償金額(修理・清掃費用相当額)10万円を精算させていただきます。

※既に仏壇賠償をご請求されている場合は、仏壇賠償での清算後の金額が精算対象となります。

(1)-a 高額家財の時価相当額(経年減価する家財)

経年減価する家財は、ご購入金額に、高額家財の償却係数を乗じた金額を時価相当額(本件事故発生時点の財物価値)として賠償させていただきます。

なお、ご提出いただいた証憑をもとに専門家による査定※1等を行い、ご請求金額の妥当性を確認させていただいたうえで時価相当額を賠償させていただきます。

(1)-b 高額家財の原状回復費用(経年減価しない家財)

経年減価しない家財は原則、原状回復するための修理・清掃に伴う実費を、ご提出いただいた修理・清掃を行ったことがわかる領収書(原本)を確認のうえ、時価相当額を上限に賠償させていただきます。※2

なお、時価相当額はご提出いただいた証憑をもとに専門家による査定※1等を行い、ご請求金額の妥当性を確認させていただきます。

(2)-a 一般家財の時価相当額(経年減価する家財)

経年減価する家財は、ご購入金額に、一般家財の償却係数を乗じた金額を時価相当額(本件事故発生時点の財物価値)として賠償させていただきます。

なお、比較的高価な家財及び請求書発送時に同封される『別冊 一般家財リスト』の品目欄に記載のない特殊な家財につきましては、ご提出いただいた証憑をもとに専門家による査定※1等を行い、ご請求金額の妥当性を確認させていただいたうえで時価相当額を賠償させていただきます。

※1 査定の結果によっては、高額家財・一般家財の分類が変更となる旨をあらかじめご了承ください。

※2 損傷が激しく修理できない場合や、修理・清掃に伴う実費が時価相当額を超える場合は、全損とみなし、時価相当額を賠償いたします。なお、時価相当額は、同種同等の家財を現在購入すると仮定した場合の金額といたします。ご請求いただく際は、同じような家財の現在の金額を、メーカーのホームページや購入先の店舗等でご確認のうえ、参考にした金額の情報を印刷したもの、可能な限りご提出ください。

(2) -b 一般家財の原状回復費用(経年減価しない家財)

経年減価しない家財は原則、原状回復するための修理・清掃に伴う実費を、ご提出いただいた修理・清掃を行ったことがわかる領収書(原本)を確認のうえ、時価相当額を上限に賠償させていただきます。※1
 なお、時価相当額をご提出いただいた証憑をもとに専門家による査定※2等を行い、ご請求金額の妥当性を確認させていただきます。

(3) 諸費用

ご請求のための諸費用として定額1万円を1回に限りお支払いいたします。ただし、1万円を超過した場合は合理的な範囲で実費をお支払いいたします。なお、賠償の対象となる諸費用は以下のとおりです。

- ・写真現像費用
- ・レンズ付きフィルム(使い切りカメラ)購入費用
- ・購入店舗・修理業者への問い合わせに要した交通費・通信費
- ・証憑取得(写真等)に要した交通費・宿泊費
- ・仏壇以外の宗教物(神徒壇等)の祭祀にかかる費用の実費※3

※1 損傷が激しく修理できない場合や、修理・清掃に伴う実費が時価相当額を超える場合は、全損とみなし、時価相当額を賠償いたします。なお、時価相当額は、同種同等の家財を現在購入すると仮定した場合の金額といたします。ご請求いただく際は、同じような家財の現在の金額を、メーカーのホームページや購入先の店舗等でご確認のうえ、参考にした金額の情報を印刷したものも、可能な限りご提出ください。

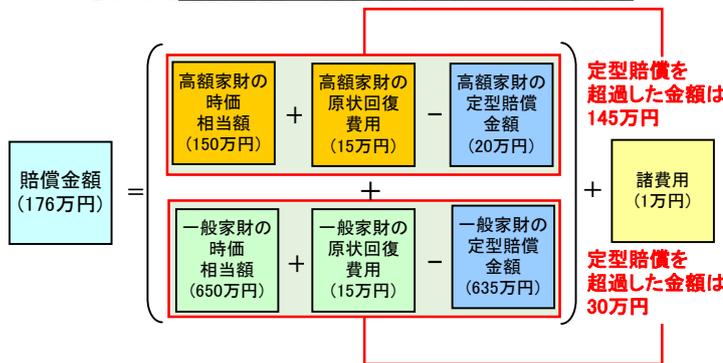
※2 査定の結果によっては、高額家財・一般家財の分類が変更となる旨をあらかじめご了承ください。

※3 祭祀にかかる費用の実費の領収書をご提出できない場合は、定額10万円をお支払いいたします。

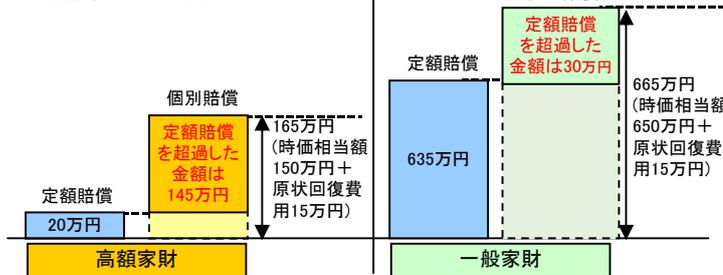
モデルケース① : 高額家財・一般家財の金額が定型賠償金額を超えるケース

● 帰還困難区域に居住されていた複数人世帯(大人2名、子供1名)

以下の場合、定型賠償金額に対して、高額家財の合計金額は145万円、一般家財は30万円超過していますので、諸費用1万円を加えた賠償金額176万円をお支払いいたします。



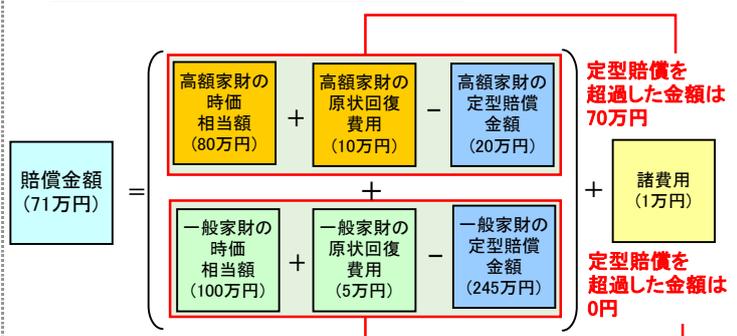
<定型賠償金額の超過イメージ>



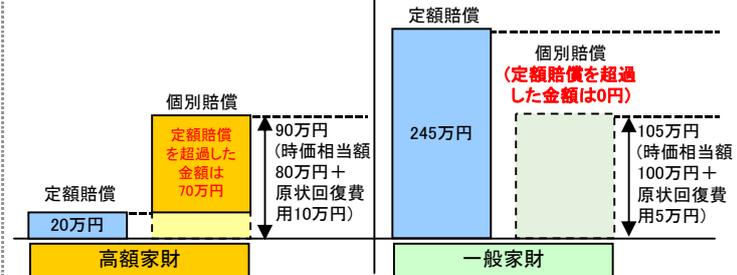
モデルケース② : 高額家財の金額が定型賠償金額を超えるケース

● 避難指示解除準備区域に居住されていた単身世帯

以下の場合、高額家財の合計金額90万円が定型賠償金額20万円を70万円超過していますので、諸費用1万円を加えた賠償金額71万円をお支払いいたします。



<定型賠償金額の超過イメージ>



※定型賠償金額に対して、高額家財・一般家財ともに合計金額を超過していない場合は、個別賠償でのお支払い金額は発生いたしません。

8. 留意事項

賠償金のお支払いについて

● 個別賠償後の家財のご請求について

今回の賠償では、対象区域内に所有されている全ての家財をご請求いただき、合意していただくことになります。なお、個別賠償後に追加でご請求いただいた場合は、個別のご事情をお伺いしたうえで対応させていただきます。

● 賠償金のお支払いについて

賠償金のお支払いにつきましては、ご請求の内容、ご事情等を確認させていただき、必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。本件事故との相当因果関係が認められないと考えられる場合や、ご請求金額について社会通念上相当な金額を超えていると判断される場合は、お支払いできないか、またはお支払い金額を減額させていただきます。

● 証憑の確認について

ご提出いただいた証憑は、必要に応じて、発行元に確認させていただく場合がございます。

● 賠償金の重複払いにもなう精算について

過去の賠償において、賠償金を重複してお支払いしている場合には、その重複金額を今回の賠償金にて精算させていただきます。

● 損害保険金を受領されている場合について

ご請求の対象となっている資産について、本件事故による損害を原因として損害保険金※(共済事業による給付等を含みます)を受領されている場合には、賠償金額から控除させていただきます。

※地震・津波による損害に対して支払われた損害保険金を除きます。

● 個別ケースにおける賠償について

ペットにつきましても、個別賠償の対象となります。

神棚・神徒壇につきましては、仏壇と同様に、社会通念上、経年による価値の低減が認められない家財として扱います。また、現に持ち出していないことをもって「持ち出すことができない家財」とし、全損とみなします。

学生の単身世帯の請求者さまは、請求書発送時に同封される「記入例」〈学生用の標準保有金額一覧〉より非耐久財の一式価格を選択いただきます。

現地確認について

ご請求内容やご提出いただいた書類等に不明な点がある場合等は、必要に応じて現地を確認させていただく場合がございます。

二世帯住宅のご請求について

二世帯住宅で共有している家財は、いずれか一方の世帯の代表者さまがご請求ください。

非耐久財のご請求について

1品あたりの購入金額が10万円(税込)以上、30万円(税込)未満の非耐久財は、一般家財フリー記載リスト(経年減価する家財)でご請求いただけます。

家財が存在する住宅が地震により倒壊もしくは津波により流出している方のご請求について

定型賠償時に「帰還困難区域」における世帯人数・家族構成に応じて算定した、一般家財の賠償金額の20%をお支払いしている方が、個別賠償をご請求される場合は、ご請求にあたってのご案内が別途ございますので、弊社福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(電話:0120-926-596)までお問い合わせください。

9. 家財(個別)賠償のご請求を希望される場合のお問い合わせ手順

個別賠償では、ご事情に応じて送付させていただく書類が異なります。個別賠償のご請求を希望される方は、あらかじめ以下の質問事項をご確認ください。次に、弊社福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(電話:0120-926-596)までお問い合わせください。ご相談専用ダイヤルにて、以下の質問事項を確認させていただいた上で書類をお送りいたします。

送付させていただく書類

個別賠償でご請求されるのは高額家財のみですか。または高額家財と一般家財の両方ですか。

上記に加え、ご事情を確認させていただき以下の書類を同封いたします。

定型賠償※から、ご請求者さま(世帯)の状況に変更(代表者の変更・世帯の分割)はございますか。

個別賠償のご請求にあたって、相続は伴いますか。

※定型賠償後に仏壇賠償を行っている方は、仏壇賠償時点の世帯となります。

10. ご相談について

個別賠償では証憑(写真・領収書等)のご提出をお願いしております。個別賠償でご相談がある方は、「家財(個別)賠償の賠償金ご請求方法に関するお知らせ」が送付されますので、同封されています『賠償金ご請求方法のご案内 家財(個別)』の23ページから32ページをご参照いただき、請求書が届き次第、証憑をご準備のうえ、窓口等にご相談ください。

ご相談いただいた方には、ご不明な点等をしっかりと伺いし、ご記入方法をご説明し、ご請求をお手伝いさせていただきます。

賠償対象について

Q1 修理のための運搬費等は、賠償の対象となるのか。

A1 修理店に持ち込みをされた費用につきましては、避難にともなう家財の移動・保管に生じる追加的費用として、「個人賠償」にて対応いたします。なお、運搬費が修理店の修理費に含まれている場合は、個別賠償の原状回復費用として賠償いたします。

Q2 定型賠償時に申告した住所以外(別宅等)に所有している家財も請求できるのか。

A2 別宅等の家財につきましても、賠償対象となりますので、あわせてご請求ください。

Q3 家財が存在する住宅の地震・津波による損害状況が、「倒壊」(地震による倒壊または津波による流出)であったため、定型賠償時に一般家財の賠償金額の20%を支払われているが、個別賠償では請求できるのか。また、住民票以外の住所(別宅等)で地震・津波に遭ったが、当該住所の家財についても同様に個別賠償で請求できるのか。

A3 上記に該当される方が、個別賠償をご請求される場合は、ご請求にあたってのご案内が別途ございますので、弊社福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(電話:0120-926-596)までお問い合わせください。

ご請求方法について

Q4 家財の購入金額がわかる証憑を持っていない場合でも請求できるのか。

A4 一般家財の耐久財、非耐久財リストに記載されている家財につきましては、ご購入金額がわかる証憑をご提出いただく必要はございません。高額家財や一般家財の耐久財、非耐久財リストに記載のない特殊な家財、参考価格を超える比較的高価な家財につきましては、専門家による査定を行うため、以下の証憑を可能な限り全てご提出いただけます。

・価値を担保する証明書(鑑定書、コンクール受賞証書等) ・一品ごとの特徴がわかる写真(型式、型番が確認できる写真等)

Q5 請求書に添付する証憑は、印刷(コピー)でも問題ないか。

A5 写真、証明書や見積書は印刷(コピー)でも「可」とさせていただきます。写真は、査定を正確に行うため、カラーかつ鮮明な写りのものをご提出いただけます。なお、お支払いいただいた金額がわかる領収書につきましては、原本のご提出をお願いいたします

Q6 諸費用を請求する際、領収書(原本)等の提出は必要か。

A6 諸費用(定額1万円)のご請求にあたり、領収書のご提出は必要ありません。ただし、諸費用のご請求金額が定額1万円を超える場合は、領収書(原本)が必要となります。

Q7 家財の購入金額がわからない場合は、どのように記入すればいいのか。

A7 家財の価格がご不明な場合は、家財の特徴(メーカー名、型番、型式、サイズ、色、材質等)を参考に、同種同等の家財の販売金額を当時購入すると仮定した金額を、メーカーのホームページや購入先の店舗等でご確認いただき、ご購入金額をご記入ください。おわかりにならない場合でも、同種同等の家財を現在購入すると仮定した金額を必ずご記入ください。

Q8 家財の購入時期がわからない場合は、どのように記入すればいいのか。

A8 家財のご購入時期がご不明な場合は、家財の特徴(メーカー名、型番、型式、サイズ、色、材質等)を参考に、同種同等の家財の販売時期を、メーカーのホームページや購入先の店舗等でご確認いただき、ご購入時期をご記入ください。おわかりにならない場合でも、おおよそのご購入時期を必ずご記入ください。

その他

Q9 請求書を紛失した場合、どのように対応すればいいのか。

A9 弊社福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(電話:0120-926-596)までお問い合わせください。『ご請求書』を再発行させていただきます。

Q10 家財の査定は誰が行うのか。また、自身で独自に専門家に査定を依頼し、査定結果を添付して請求することは可能か。

A10 査定につきましては、家財の品目に応じた専門家によって行います。また、請求者さまご自身で専門家に査定いただいた結果(鑑定書等)につきましても、価値を担保する証明書としてご提出いただけます。ただし、鑑定に関わる費用につきましては、ご請求者さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル 電話 : 0120-926-596 受付時間/9:00~21:00

※財物(土地・建物・家財)以外のお問い合わせにつきましては、誠にお手数をお掛けしますが福島原子力補償相談室(0120-926-404)までご連絡ください。